

保険者努力支援交付金の活用について

都道府県及び市町村が実施する
健康保持増進事業の補助金の活用についての情報提供です。

令和3年10月15日(金)

令和3年度保健師中央会議および健康危機における保健師活動推進会議

令和3年度 国民健康保険 保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)の支援対象事業

国民健康保険被保険者の健康の保持増進に係る事業を支援することを目的とする

都道府県国保ヘルスアップ支援事業

市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の保健事業

<事業区分>

A 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

D 人材の確保・育成事業

B 市町村の現状把握・分析

E データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業

C 都道府県が実施する保健事業

F モデル事業(先進的な保健事業)

市町村国保ヘルスアップ事業

国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防、生活の質の向上等を目的に、国保被保険者に対しての取組として必要と認められ、安全性と効果が確立された方法により実施する事業

<事業区分>

①生活習慣病予防対策 : 特定健診未受診者対策、生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組等

②生活習慣病重症化予防対策 : 生活習慣病重症化予防における保健指導、糖尿病性腎症重症化予防等

③国保一般事業 : 健康教育、健康相談、保健指導、健康づくりを推進する地域活動等

④効果的なモデル事業 : 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業

令和3年度 都道府県 国保ヘルスアップ支援事業

【交付対象】

- 市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の保健事業

【交付要件】

- 実施計画の策定段階から、第三者(有識者会議、国保連合会の保健事業支援・評価委員会等)の支援・評価を活用すること。
- 市町村が実施する事業との連携・機能分化を図り、管内市町村全域の事業が効率的・効果的に実施するために必要な取組と認められる事業であること。
- 事業ごとの評価指標(ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標)・評価方法の設定 等

(事業分類及び事業例)

A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- ・ 都道府県レベルの連携体制構築
- ・ 保健事業に関わる都道府県及び市町村職員を対象とした人材育成
- ・ ヘルスアップ支援事業及びヘルスアップ事業の計画立案能力の向上及び先進、優良事例の横展開を図る取組

B. 市町村の現状把握・分析

- ・ KDB等のデータベースを活用した現状把握、事業対象者の抽出、保健事業の効果分析や課題整理を行う事業

C. 都道府県が実施する保健事業

- ・ 都道府県が市町村と共同または支援により行う保健事業
- ・ 保健所と連携して実施する保健事業

D. 人材の確保・育成事業

- ・ かかりつけ医、薬剤師、看護師等の有資格者等に対する特定健診や特定保健指導等の国民健康保険の保健事業に関する研修
- ・ 医療機関や福祉施設に勤務する糖尿病療養指導士や認定・専門看護師、管理栄養士、リハビリ専門職等を活用した保健事業

E. データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業

- ・ 医療・健康情報データベースの構築
- ・ データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
- ・ 予防・健康づくりに資するシステムの構築

F. モデル事業(先進的な保健事業)

- ・ 地域の企業や大学、関係団体等と都道府県単位の現状や健康課題を共有し協力し実施する先進的な予防・健康づくり事業
- ・ 無関心層を対象にして取り組む先進的な保健事業

- ※1 国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業に相当する科目により実施する事業に充当
- ※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
- ※3 委託可

【基準額】(補助率10/10)

| 被保険者数 | 25万人未満 | 25～50万人未満 | 50～75万人未満 | 75～100万人未満 | 100万人以上 |
|-------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 基準額 | 150,000千円 | 175,000千円 | 200,000千円 | 200,000千円 | 200,000千円 |

令和3年度 市町村 国保ヘルスアップ事業

国保ヘルスアップ事業(A)

【交付要件】

- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 右記の事業①～③の3区分のうち、2区分の事業を実施すること。

【基準額】(補助率10/10)

| 被保険者数 | 1万人未満 | 1～5万人未満 | 5～10万人未満 | 10万人以上 |
|-------|---------|---------|----------|----------|
| 基準額 | 6,000千円 | 9,000千円 | 12,000千円 | 18,000千円 |

国保ヘルスアップ事業(B)

【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(A)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の事業③国保一般事業を、少なくとも1事業以上実施していること、またはh)の内、大規模実証事業参加による糖尿病性腎症重症化予防を実施していること。
- 第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学)の支援・評価を活用すること。ただし、h)の内、大規模実証事業参加による糖尿病性腎症重症化予防を実施している場合には、第三者の支援の要件は問わない。

【基準額】(補助率10/10)

| 被保険者数 | 1万人未満 | 1～5万人未満 | 5～10万人未満 | 10万人以上 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 基準額 | 10,000千円 | 16,000千円 | 20,000千円 | 32,000千円 |

国保ヘルスアップ事業(C)

【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(B)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の事業④効果的なモデル事業p) 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業を実施すること。
ただし、④効果的なモデル事業p) 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業の選定数は、管内市町村数の15%を上限とすること。
- p) 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業について、第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学)の支援・評価を活用すること。

【基準額】(補助率10/10)

| 被保険者数 | 1万人未満 | 1～5万人未満 | 5～10万人未満 | 10万人以上 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 基準額 | 13,500千円 | 20,250千円 | 27,000千円 | 40,500千円 |

事業内容

① 生活習慣病予防対策

- a) 特定健診未受診者対策
- b) 特定保健指導未利用者対策
- c) 受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨
- d) 特定健診継続受診対策
- e) 早期介入保健指導事業
- f) 特定健診40歳前勧奨

② 生活習慣病重症化予防対策

- g) 生活習慣病重症化予防における保健指導
- h) 糖尿病性腎症重症化予防

③ 国保一般事業

- i) 健康教育
- j) 健康相談
- k) 保健指導 ①重複・頻回受診者 ②重複・多剤服薬者
③禁煙支援 ④その他保健指導

- l) 歯科にかかる保健事業
- m) 地域包括ケアシステムを推進する取組
- n) 健康づくりを推進する地域活動等
- o) 保険者独自の取組

④ 効果的なモデル事業

- p) 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業

※ 都道府県の指定を受けた事業であること
(都道府県は管内市町村数の15%を上限として指定する)

※ 都道府県と協働で実施する場合、都道府県と市町村がそれぞれ費用を負担する場合は市町村の負担部分に対して交付

令和3年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)の費用按分について

市町村国保ヘルスアップ事業(交付要領より抜粋)

国保被保険者以外の者を含めて実施する事業の経費の取扱については、次の算出式による按分により対象経費が計算されていること。

○訪問指導や保健指導等、国保被保険者個人に対して働きかけを行う事業

交付対象額 = 事業費 × 国保按分率

○ポピュレーションアプローチ等集団を対象とした事業や基盤整備事業の場合

交付対象額 = (事業費 × 20%) + (事業費 × 80% × (国保按分率))

※後期高齢者医療制度被保険者を含む場合、国保被保険者と後期高齢者医療制度被保険者の間の按分は不要

※令和3年度においては、市町村国保ヘルスアップ事業(i)健康教育(j)健康相談の場合、国保被保険者と国保被保険者以外の者の間の按分率は、50%または申請自治体の国保按分率(国保 + 後期按分率)のいずれか高い割合とする

問い合わせ先

厚生労働省保険局国民健康保険課
保険者努力支援係 内線3213、3255
TEL 03-5253-1111
Mail kokuho-hoken@mhlw.go.jp